

報道関係者 各位

平成30年10月29日 発表	
担 当	三重労働局 監督課長 関 一郎太 過重労働特別監督監理官 清水 充 TEL (059) 226-2106

過労死等防止啓発月間（11月）において 「過重労働解消キャンペーン」を実施

～労働局長による職場訪問、重点監督などを実施～

過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）では、国民の間に広く過労死等（※）を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

三重労働局では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、同月間において「過重労働解消キャンペーン」を展開し、以下の取組を行います。

※ 「過労死等」とは、

- ① 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ② 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ③ これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害
のことです。

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

三重労働局長（下角 圭司）が、過重労働解消に積極的に取り組む企業を訪問し、その取組状況をお聞きするほか、当該企業の従業員と意見交換を行います（詳細は別紙のとおり）。

【実施日時】平成30年11月12日（月）午後1時30分から2時30分（取材可能）

【訪問先】株式会社ZTV（津市あのとつ台四丁目7番地1）

2 労使の主体的な取組を促します

当該キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組等に関する協力要請を行いました。

【協力を要請した使用者団体等】

日本労働組合総連合会三重県連合会	三重県経営者協会
三重県商工会議所連合会	三重県商工会連合会
三重県中小企業団体中央会	一般社団法人三重県トラック協会
公益社団法人三重県バス協会	一般社団法人三重県タクシー協会
三重県社会保険労務士会	一般社団法人三重県建設業協会
一般社団法人三重労働基準協会連合会	

3 重点監督を実施します

県内の労働基準監督署が長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業など過重労働が懸念される事業場への重点監督を実施します。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

【実施日時】平成30年11月4日（日）午前9時から午後5時

【フリーダイヤル】0120-794-713なくしましよ長い残業

5 周知・啓発を実施します

(1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

【日時】平成30年11月13日（火）午後1時30分から4時

【場所】三重県教育文化会館（津市桜橋2-142）

(2) 使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く周知を図ります。

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

三重労働局（局長 下角圭司）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」月間の取組として、局長自らが長時間労働の削減等働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる管内のベストプラクティス企業を訪問し、当該企業の取組内容について従業員等と意見交換を実施します。

報道機関を通じて、その様子を広く紹介していただくことにより、管内全体の過重労働解消等に向けた気運の醸成を図りたいことから、報道関係者各位におかれては、積極的なご参加等ご協力をお願いいたします。

【訪 問 日 時】平成30年11月12日（月）

午後1時30分から午後2時30分まで（取材可能）

【訪 問 先】株式会社ZTV

（津市あのかつ台四丁目7番地1）

【主 な 内 容】

訪問先企業から、以下の活動・取組についてご説明いただいた上で、従業員の皆様との意見交換を行います。

- 1 長時間労働抑制に関する取組
原則禁止時間の設定、原則限度時間の設定、定時退社日の設定について
- 2 仕事と家庭の両立に関する取組
育児関連諸制度、ジョブリターン制度について
- 3 年次有給休暇に関する取組
取得促進の取組について
- 4 女性活躍推進に関する取組
女性社員へのヒヤリング、全社員・管理職研修、女性交流会について

※ 当日のスケジュールについては、別途発表いたします。